

平成 31 年度「赤十字運動月間用 全戸配布チラシ」作成
及び発送業務にかかるプロポーザルの実施公告

次のとおりプロポーザルに付します。

平成 31 年 1 月 28 日

日本赤十字社茨城県支部

事務局長 田中 豊明

1. 業務概要

- (1) 件 名 平成 31 年度「赤十字運動月間用 全戸配布チラシ」作成、発送業務
- (2) 仕 様 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 31 年 4 月 30 日まで

2. 競争参加資格

- (1) プロポーザルに参加することができない者
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ. 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 決定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 日本赤十字社資格格付けの「物品の製造」の「106 その他の印刷」で D 等級以上、または、「物品の販売」の「206 その他の印刷」、「役務の提供等」の「301 広告・宣伝」のいずれかで C 等級以上であること。
- (3) 公告の日からプロポーザル実施の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は茨城県内で行われた不正行為等に基づき、茨城県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、茨城県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日からプロポーザル実施の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当課

〒310-0914 所在地 茨城県水戸市小吹町 2551
施設名 日本赤十字社茨城県支部
担当者 総務課経営係 渡邊
電 話 029-241-4516

(2) 仕様書及びプロポーザル作成要領の配布期間、場所

期 間 平成 31 年 1 月 28 日(月)～平成 31 年 2 月 8 日(金)10:00～17:00 まで
(ただし、土日祝日を除く)

場 所 3 (1) に同じ

(3) 本件に係るプロポーザル参加表明書及び一般競争入札参加資格の認定通知の写しの提出期間、場所

期 間 平成 31 年 1 月 28 日(月)～平成 31 年 2 月 8 日(金)10:00～17:00 まで
(ただし、土日祝日を除く)

場 所 3 (1) に同じ

提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出すること。

(4) プロポーザルの受領期限及び提出場所等

日 時 平成 31 年 2 月 12 日(火)17:00 まで(ただし、土日祝日を除く)

場 所 3 (1) に同じ

提出方法 持参又は郵送により、押印した正本 1 部のほか、印を押さない実物見本を 12 部提出すること。

4. その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者は、上記 3 (3) の期間に一般競争入札参加資格審査申請書を提出することができる。

(3) 本プロポーザルに参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

(4) 詳細はプロポーザル作成要領による